平成２２年（フ）第５９５号
熊本市新大江１丁目17番10―601号
破産者　小田　健一
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５号
石川県鹿島郡中能登町良川ヌ部１番地
破産者　守田　雅人
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第８８６６号
大阪市中央区南新町１丁目３番10号７階
破産者　株式会社レジェンド
1　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
2　一般調査期日　平成23年７月19日午前11時
平成23年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０５号
宮城県多賀城市栄２丁目６番53号
破産者　株式会社相澤製作所
1　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
2　一般調査期日　平成23年８月30日午後１時30分
平成23年５月23日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６０号
秋田県潟上市昭和大久保字北野大崎道添２番地６、従前の住所仙台市宮城野区岡田字岡田前613番地の７
破産者　小野寺　敦
1　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
2　一般調査期日　平成23年７月26日午前11時50分
平成23年５月23日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目８番16号
破産者　八木　芳幸
1　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
2　一般調査期日　平成23年８月８日午前11時
平成23年５月24日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
北海道江別市野幌代々木町51番地の12
破産者　橋坂　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期日　平成23年８月25日午後１時30分
平成23年５月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４号
広島県三次市三次町2027番地２、前住所広島県三次市十日市東３丁目16番13―603号
破産者　上岡　純子
1　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月９日午後１時45分
平成23年５月23日　広島地方裁判所三次支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第４号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
破産者　高橋　秀樹
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期間　平成23年７月15日から平成23年７月22日まで
平成23年５月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第８３０号
愛知県西尾市亀沢町378番地　ソレアードＡ202号室、旧住所愛知県西尾市熊味町新畑128番地１
破産者　藤本　克己
1　期日　平成23年８月１日午後２時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
愛知県高浜市二池町６丁目２番地２
破産者　神兼瓦工業株式会社
1　期日　平成23年８月８日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
宮城県柴田郡柴田町槻木新町１丁目５番10号
破産者　小林　張生
1　期日　平成23年７月27日午前10時40分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年５月23日
仙台地方裁判所大河原支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２３号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東2797番地、開始決定時の住所熊本県球磨郡相良村大字四浦東2890番地１
破産者　堀川　金泰
異議申述期間　平成23年７月15日まで
平成23年５月23日　熊本地方裁判所人吉支部

免責審尋期日

平成２２年（フ）第２２１９６号
東京都目黒区下目黒５丁目２－７
破産者　佐谷　秀美
審尋期日　平成23年９月５日午前11時30分
平成23年５月19日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４２号
東京都中央区日本橋１丁目１番７号
清算株式会社　株式会社Ｆ・Ｉ
代表清算人　上原　敏弘
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第４２号
千葉県茂原市高師770番地
再生債務者　田中　豊彦
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目５番21号寿ビル７階　やよい共同法律事務所　弁護士　井上　玲子
平成23年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第１１９号
静岡県富士市大渕11702番地３
再生債務者　株式会社南富士カントリー倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前における発行済み株式の全て（10万株）
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
3　減少する資本金の額　5000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生じる日
5　募集株式の数　200株
6　募集株式の払込金額　1000万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から２か月以内
8　増加する資本金の額　1000万円
平成23年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
静岡県浜松市東区有玉北町746番地
再生債務者　株式会社ジョエル
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年５月20日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係